

2 保育料の改定について

※ 平成17年8月5日に市長へ中間答申したものを掲載しています。

【第1章 子育て支援政策の背景】

子どもや家庭を取り巻く環境は、大きく変化しています。平成11年9月の小金井市児童福祉審議会の答申に、「子ども自身を取り巻く環境の変化は、家庭での過干渉、過保護を生み、子ども同士の関係を希薄化させ、直接的体験の不足が生じ、子どもの体力面や精神面、感受性や自己形成を妨げる結果になっています。したがって、従来の《保育所中心の保育》にとどまらず、《幼稚園での教育》を含めた広い視野で、子どもが十分に育ちうる環境を用意する《子育て支援としての保育》が必要とされています。」とあります。

少子高齢が進んでおり、核家族化の中で母親が一人で子育てをする家庭が増えています。また共働き家庭の増加、女性の社会進出、就労形態等の変化も進み、まことに子どもを産み育てにくい社会環境になっています。

一方、子育て支援施策をめぐるのは、多様なニーズが発生しています。保育園利用世帯のみならず、保育園を利用しない世帯への子育て支援の必要性も出ています。

第1節 諮問に至った背景

1. 小金井市では、深刻な財源不足を背景にその改善策として、第一次行財政改革大綱、第二次行財政改革大綱等に基づき、財政健全化の取り組みを図り、給与制度の見直し、職員数削減、事務事業見直し等を行っています。また、事務事業の見直しについて、行政と民間との役割分担を見直すことによって、民営化・民間活力等の利用が計画され、具体化されつつあります。

しかしながら改善策を実行しつつも子ども支援政策の多様なニーズがあり、財源確保は、緊急の課題となっています。

2. 平成12年に前回の児童福祉審議会の答申により保育料を国基準徴収額の50%をめどに10年ぶりの改定をしました。しかしバブル経済が崩壊、長引く景気低迷、所得税（恒久減税）等により46.3%（平成14年度）止まりになりました。
3. 児童福祉審議会に対しては、厳しい財政状況で効果的で効率的な財政運営を図る必要が生じて、4つの項目が諮問されました。

- ①保育料の改定について
- ②保育業務の見直しについて
- ③学童保育業務の見直しについて
- ④ピノキオ幼児園業務の見直しについて

第2節 国・地方の動向 <税源移譲、三位一体改革>

1. 保育制度をめぐる情勢・構造

わが国の保育制度は、1990年代後半からの社会福祉基礎構造改革によって大きな影響を受けつつあります。保育サービスの供給体制、財政支出の構造、公的責任のあり方などに大きな構造変化が起きました。

2. 国の政策の影響

「規制緩和」政策の影響によって、認可保育園の体制に変化がもたらされることになりました。また「地方分権」政策の影響によって、財政面でいわゆる「三位一体」政策が採られ、国からの補助がなくなり、公立の保育園は国・都負担金等に代わり、地方独自の財源を措置することになりました。

第3節 子育て支援ニーズの多様化

子育て世代の子育て支援のニーズも多様化しています。保育園利用者は、延長保育、一時保育、病後児保育などの新しいサービスを求める傾向が強まりました。

また、従来の共働き世帯・一人親世帯などだけでなく、様々な世帯による保育園利用者が増えてきました。保育園は、多様化する保育ニーズに対して、きめ細かな対応の子育て支援策を早急に具体化することが強く期待されています。

【第2章 市の保育をとりまく現状】

第1節 保育園運営の構造

1. 保育園が果たす役割を分類すると、以下のようになります。

- (1) 日中の保育に欠ける子どもを保護者に代わって保育する。つまり、子どもの生命の安全を保障する場、生活の場、月齢にあった育ちを保障する場です。
- (2) その保護者の就労保障の場です。
- (3) 地域の子育て世帯の相談に応じたり、園庭開放などを通して子育て環境を提供する場です。
- (4) 保育者、職員の就労の場でもあります。

2. 現在の小金井市の保育構造

(1) 認可保育園

小金井市の認可保育園は、これまでに国や都が定めた「児童福祉施設最低基準」(建物の大きさ、園庭の広さ、保育士数、保育時間など)を満たした施設となっています。またこれまでは運営費も国、都及び市の補助がありました。市立保育園5園は小金井市が設置しており、私立保育園6園は、社会福祉法人が設置主体です。保育料は市立、私立に関係なく市で保育料徴収基準額を定めています。

(2) 認証保育所

東京都の定めた設置基準に基づいて認証された保育園で、東京都と小金井市が運営費の一部を補助しています。13時間以上の開所時間を特色とし、保護者の多様なニーズに対応しています。

(3) 保育室

小金井市と利用契約を結び、一定の設置基準に基づいて運営され、東京都と小金井市が運営費の一部を補助しています。保育士及び看護師資格等を有する人が多様なニーズに対応しながら施設の特徴を生かし、保育を必要としている子どもを保育する施設です。定員8人～22人の小規模な保育施設で、少人数制、異年齢児保育が特色です。

(4) 保育ママ（家庭福祉員）

家庭で保育できない生後6週間以上3歳未満の子どもを、保育士及び看護師資格等を持ち、保育経験を有する人が自宅において最高3人まで預かり、保育する制度です。

第2節 認可保育園運営費の構造

1. 徴収の根拠

「保育料」の法的性格について

少子社会における重要な施策の一つとして、子育てと就労との両立支援のための保育園の設置・運営があります。市町村は、保護者の労働等により、その監護すべき乳幼児の保育に欠けるところがある場合において、保護者からの申込みがあったときは、保育所において保育しなければなりません（児童福祉法第24条第1項）。

この保育の実施に要する保育費用（保育園の運営に要する保育士等の人件費、光熱水道費など）については、市町村の支弁とされています（同法51条第4号）。この保育費用を支弁した市町村長は、本人またはその扶養義務者から、家計に与える影響を考慮して保育児の年齢等に応じて定める額を徴収することができます（同法第56条第3項）。ここでの保育費用にかかる徴収金が「保育料」です。

保育料は、児童福祉法第56条第3項に直接の根拠をもつ「負担金」であって、その徴収は市町村長の権限であるから、長単独で制定できる規則で定めることもできますが、小金井市では保護者に負担を求めることから条例で定めています。

2. 保育料は、保育サービスを受ける者が応能・応益により負担することを原則としています。

・小金井市における受益者負担の適正化に関する基本的な考え方で（平成11年6月4日制定）、保育料の改定は、国基準徴収額の50%を目安に改定しています。

3. 保育園利用世帯の所得と入所児の年齢に応じて保育料が段階的に決定されています。（26段階から25段階へ、今は20段階となっています。）

4. 小金井市の保育料負担の状況を、他市と比較すると、低所得者層に配慮した保育料設定、最高額は低くてこれを負担する層の収入も高めに設定配慮されています。

5. 保育料負担が困難な世帯については、減免措置があり、他に多子世帯支援の制度があります。

6. 保育事業総経費の約8割が人件費です。このことは、いかに保育という事業が、人の手や経験によって構築されているかが分かります。保育に限らず教育や、福祉等の分野は、現場で携わる人の経験・創意工夫・努力などによって支えられて成り立っているところが大きいといえます。

第3節 市の子育て支援に対する取り組み

1. 市の子育て支援ニーズ

現在保育園を利用又は、今後保育園を利用する予定の世帯からは、待機児解消、長時間延長保育、病児・病後児保育、休日保育等のニーズが上がっています。一方、家庭保育世帯のニーズとしては、広場事業・一時保育・緊急一時保育の充実や、保護者のメンタルケアも含めた、自分の保育状況にあった適切なアドバイスを得られるような、子育て相談事業の必要性があげられています。

2. 「のびゆくこどもプラン 小金井」の取り組み

現在、国では、これらのニーズに答えるべく、また少子高齢社会に歯止めをかけるためのプランとして、エンゼルプランを策定しました。平成16年12月策定の新新エンゼルプラン「子ども・子育て応援プラン」には、若者の自立とたくましい子どもの育ち・仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し・生命の大切さ、家庭の役割等についての理解・子育ての新たな支えあいと連帯の4つの重点課題があげられています。そして、平成21年度までの5年間に講ずる施策と目標を例に挙げて、めざすべき社会の姿を10年後の展望として掲げています。

また、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定とあわせて、市では「のびゆくこどもプラン 小金井」を見直し、現在新たに作成中です。本プランにおいて、『子ども』は、「子育て」される対象者ではなく、「子育て」の主体者であると位置づけし、基本理念・基本方針を打ち出しています。他に誇れるすばらしいプランです。当審議会は、同市の「のびゆくこどもプラン 小金井」の子どもへのまなざしを尊重して、その理念や趣旨をもとに話し合いを重ねて来ました。

3. 地域での取り組み

地域の既存の組織として現在小金井市では、自治会／子ども会／民生・児童委員／スポーツ少年団等があります。

一方、子育ての当事者を中心とする子育て支援者（団体）が、子育てサロン・プレイパーク・子育て支援情報誌・電話相談・思春期相談・居場所／遊び場作り・講座やイベントの開催などを活発にしています。

こうした当事者を中心とした子育て支援活動を、市内の教育機関や、病院・行政関連施設等が、支える体制も年々整いつつあります。

第4節 小金井市の子育て施策への声

1. 保育施策について

(1) 認可保育園

小金井市の認可保育園は、市内に11園あり1,171人の定員を受け入れ、保育に欠ける入所児童の需要に対して保育サービスを行っています。

特別保育（11時間開所、延長保育、0歳児保育、障害児保育、一時保育等）を実施し多様なニーズに応じて保育サービスの質の充実に努めています。

これらの保育事業に対しては、安心して預けられ、親の子育て相談に親身に応じてもらえます。

「卒園した後の成長も見守り続けて下さいます。経験豊かな先生方がそろって

るのもまた大変心強いです。」「園舎園庭が広々している為子どもたちがのびのび遊べます。」「遊びが豊富で、子どもたちが、生き生きとしています。」「何よりも一人ひとりの子どもへの対応が、丁寧でゆとりある対応がとられています。」など、質の高い保育について、評価する声が多数上がっています。(平成16年6月実施「公立五園保護者アンケート」より)

また、平成9年の児童福祉法の改正及び平成12年4月に改定された保育所保育指針の理念に基づき、従来の入所児童に対する保育に加え、地域の子育て家庭に対する子育て支援の努力と拡充が求められています。

社会福祉法人(私)立の認可保育園では、世代間交流・お年寄りとの交流(園行事参加、老人ホームの訪問、文化伝承)や、出前保育(公園等に出向き、在宅家庭の親子の保育体験)、小学校低学年児童受け入れなどを展開しています。これらの特色ある保育事業は、市の保育事業全体の中で、更なる充実が求められています。

(2) 保育室等

現在、認可保育園を希望しながら、入所できなかった世帯の子どもたちを引き受けてくれているのが、保育室・認証保育所・保育ママさん等です。中には、はじめから、入所希望者のいる人気の保育室もあるほどで、その保育内容や、保育士の高い志、保育技術には、定評があり、小金井独自の保育環境を形成しています。これら保育室等の存在によって、小金井の待機児問題が緩和されているとも言えます。

(3) 子ども家庭支援センター

平成16年1月に、小金井市の「子ども家庭支援センター」が、設立されました。広場事業を含む、総合相談事業や、講座・イベントなどを通して、子どもと、子育て家庭をサポートしています。毎日約100人、年間25,212人の利用があります。

「親同士、交流できるし親子で仲間作りが出来ます。」「子どもの遊びのヒントや地域の子育て情報が豊富に得られます。」などの声が、利用者から寄せられています。今後は、「子育て支援ネットワーク」構築の拠点として、虐待防止などの、セーフティネットを、拡大していく予定です。

【第3章 現在の課題】

第1節 待機児

待機児童のカウント方法が改正され、数字の上では改善されたようにみえますが、現状としては依然80人をこえる待機児童がいます。保育園での保育を必要とする世帯にとって、希望する園に入所できることが望ましいことです。しかし、定員超過によって希望する園に入所できなければ、多くの保護者は保育室等への入所か、もしくは家庭での保育を選択せざるをえません。家庭での保育を選択せざるをえない場合、それが保護者の就労の機会を失わせることになる状況もあります。また、保育室等に入所させた場合でも、その保育料と認可園に入所させた場合の保育料には、大きな格差の生じることもあり、家計に少なからずの影響がでる状況もあります。このため、待機児の解消は市の保育施策の中で

も大きな課題となっています。

第2節 社会福祉法人立の財政問題（公私間格差の問題）

公私間格差は、子どもの発達を保障する上で、解消が望ましい。東京都では、保育水準を守り、子どもたちの豊かな育ちと発達を保障する目的で、公私間格差是正事業等のシステムが作られていました。それが、平成16年からの補助金見直し政策によって、私立認可保育園に対する補助金額が減少し、公私間格差が顕著に現れることとなりました。

第3節 保育室等の財政問題

保育室の運営はこれまで都や市の補助金で支えられてきました。そこでの保育活動は、保育士の自発的な努力で一定の質が維持されてきましたが、運営側の努力にも一定の限界があります。実際には、保育室の施設や設備、保護者の身分・待遇に関して認可・無認可の違いによって格差が生じています。一方、利用者は入所させる施設により保育料に差が生じています。保育室等の保育料は認可保育園に比べて高い傾向があり、家計の負担になることもあります。保育室の活動を円滑にさせるために、利用者はさまざまな面で協力や負担をしている現状があります。

【第4章 今後の子育て支援施策の方針】

第1節 子育て支援の基本的な理念と方向

1. 地域社会における子ども

子どもたちは、次世代の市民として地域社会の文化を受け継ぎ発展させていく大切な担い手です。そして、共生社会の一員として一人ひとりが尊厳を守られながら、自らの生活を十分に営むことのできる環境で育つことが望まれます。現代社会においては、家庭の保護者によるケア・教育とともに、地域の行政や民間におけるさまざまな人々やサポートに支えられることを必要としている存在です。このため、我々は子どもたちのすこやかな心と体の成長、安全で豊かな生活、多様な遊びと学びを支えるよう、市全体で協力努力しなければなりません。

2. 小金井市のめざす地域社会像

小金井市は、すべての子どもの権利と豊かな育ちを保障して、さまざまな世代が子どもを産み・育てる現実と将来に期待を持つことのできる社会をつくる必要があります。そのために、あらゆる子どもが必要に応じて十分なサポートを受けることができ、自らの遊びと学びや生活の可能性を広げながら成長することのできる体制を充実させなければなりません。また、子どもだけではなく子を育てる親も親として育つことができ、安心して子育てを営むことができるような環境や制度を整備することが不可欠です。そして、親となった女性と男性がともに社会で自己を発揮していける体制をつくるのが、男女共同参画社会の実現につながっていくと考えられます。このようにして、小金井市は緑の多い豊かな自然環境とともに、「子どもの育つ地域社会」としての特色を打ち出して、いきいきしたコミュニティを創造していくことが大きく期待さ

れています。

3. 子育て支援と保育園の役割

保育園は、これまで保護者の就労などの理由で保育に欠ける乳幼児を対象に保育活動を行ってきました。そして、幼い子どものケアと生活に関する専門的な知識や技術を蓄積し、地域の子育ての拠点として重要な役割を担ってきました。今後の子育て環境の整備においても、このような保育園の基本的なあり方をふまえていくことが原則になります。さらに、これからの子育て支援においては、保育園が地域に開かれた子育てのキーステーションとして子どもとともに親も育っていく場になることが求められます。このためには、保護者・行政・民間・市民などとの協働を基盤に、次の3つの方面での支援が保育園で十分に行われる必要があります。

(1) 共働き世帯とその子どもへの支援

子育てと仕事の両立をめぐる親の不安や負担を軽減し、保育園の保育を中心に保育士をはじめとする専門家や支援者との協同により、保護者が安心して子育てができる環境づくりや事業を行う支援です。

(2) 子育て家庭とその子どもへの支援

家庭で子どもの養育を中心的に担う親の子育てに対する不安や負担を軽減し、保護者が地域の中で支えられながら子育てをしている実感をもつことができる環境づくりや事業を行う支援です。

(3) 特別に援助を必要としている家庭とその子どもへの支援

ひとり親家庭や低所得の家庭、障がいのある子どもを育てる家庭の親の不安や負担を軽減し、子どもと保護者が特別のニーズに応じた援助を受けて生活を充足させることができる環境づくりや事業を行う支援です。

4. 共生社会における子育て支援の負担のあり方

今後の子育て支援を考える場合、子育てのそれぞれの家庭での私事的な営みとして捉えるだけではなく、市民社会の責任で行われる協同的な営みとしてあらためて認識する必要があります。その中で保育園は、将来の市民の育成を支える公共的な役割を中心に担っています。したがって、保育園の運営費を含む子育て支援のための費用は、納税による財源の確保を基本に社会全体で負担していくべきものであると考えます。

現行制度では、保育園を利用している家庭には、よりよい子育ての実現のため、保育園の運営が円滑に行われ保育の質が維持されるように、保育料として費用の負担を課しています。現在の市の財政にかんがみて、保育園の利用者からの保育料徴収はなくてはならない状況です。しかし、その負担は、利用者の家計の収入や子どもの数に応じて適切なものであるように最大限に配慮しなければなりません。そのうえで、市民の負担分任の原則をもとに、市民全体の負担とサービスを利用する市民の間での適正さが求められているのが現状です。

今後、子育て支援策を拡充するための費用の増加分については、保育園の利用者のみならず市民全体で負担することを基本とし、保育施策全体の予算枠を拡充すべきです。

5. 国や都への要望

市という小さな地方自治体の限られた福祉予算の中で、他の福祉領域と調整しながら子育て支援策を講じるだけでは、子育て支援の対象者を広げ、内容を拡充させて常態化した少子化傾向に歯止めをかけることは難しいといえます。このため、市区町村の単位で保育園の運営費をはじめとする子育て支援にかかる財源を豊かにできるよう、国および都に児童福祉予算の十分な配分を要求していく必要があります。また、働く女性にとって安心して出産・子育てができる就労環境の整備のため、労働条件をより改善する法の整備や企業側の努力を求めます。

第2節 子育て支援の施策に向けた具体的提案

今後の子育て支援の施策については、「のびゆくこどもプラン 小金井」の計画にのっとっていくことが大切です。本審議会では保育料の改定を議論する中で、特に次の5つの子育て支援策を充実させていくことが重要だと考えられました。これらの子育て支援策を将来の市民を育成する施策ととらえ、そのための十分な財政措置をする必要があります。

1. 保護者の多様なニーズに応じる事業の拡充

保護者の短時間勤務・職業訓練・緊急・リフレッシュなどの目的に応じた一時保育の実施体制・環境を整備して、実施保育園の数と受け入れ定員を増やすことが求められます。また、病気の療養中や回復期にある子どもに対する保育の実施体制・環境を整備して、早期に病児保育・病後児保育を実現させることも検討する必要があります。保護者の就労の機会を拡大するためにも、夜間保育・休日保育も積極的に検討することも要望します。これらの保育事業は、保育を必要とするすべての子どもを対象とするものとして、低所得の家庭の子どもや障がいのある子どもも受け入れられるように十分に配慮していかなければなりません。

2. 地域の子育て支援の核となる事業の展開

保育園は地域の子育てのキーステーションとして、市の子育て支援ネットワークを形成する中心的な役割を期待されています。保育園は、保育事業を通じて子育てをする親とつながり、病院・児童相談所・研究機関・行政・ボランティア団体・NPOなどさまざまな機関とつながっていくことが必要です。さらに今後は、子どもの入所に関わらず子育てをする親同士をつなぎ、子育て家庭と市民をつないでいくことも重要な課題です。そのために、保育園の保育内容や子育て支援の事業内容に関する情報を子育て家庭や市民に伝えるためのツール（ニュースレターの発行・HPの開設・子育て支援の総合的相談窓口の設置など）を工夫し、必要な情報を分かりやすく入手できる体制をつくることが求められます。

また、園庭開放・子育て相談・園行事への参加・絵本の貸し出しなどのこれまでの子育て支援事業の内容を評価して、子育て家庭のニーズに応じた事業をさらに展開できるように、保育園の運営を支援することも求められます。就学前の子どもをケアし教育するという点からは、保育園と幼稚園の連携も地域の子育て支援を充実させる大切な施策です。保育園と幼稚園がともに地域の子育て支援を考える機会をつくり、共同事業を推進することも、就学前の子どもとその家族の生活全体として豊かにすることにつながっていくと思われれます。

3. 保育士と保育園の保育活動を支える環境・体制づくり

前述のような保育事業を展開するためには、保育園で働く保育士の保育活動を支える体制をつくらなければなりません。保育士は子どものケアと教育を担う専門職であり、その資質と専門的な知識・技術は、保育の経験を積み重ねることによって磨かれていくものです。したがって、保育士が日々の保育と子育て支援事業を安定して行い、その経験を蓄積することを可能にする必要があります。そのためには、保育者の身分・待遇の向上と子育て支援に関する研修の機会を確保することなどが不可欠です。また、子育て支援事業を十分に行いうる環境を整備するためにも、保育士の配当数を増やすとともに、保育園の施設・設備を改善することが緊急の課題です。

4. 待機児と保育室に通う子どもへの配慮

労働の機会の確保を通じて市民が充実した生活を営むために、待機児の問題は早急に解決されなければなりません。そのためには、保育園の新設、既存の保育園施設の拡充とともに、一時保育のより一層の推進が望まれます。一方、待機児の問題を緩和するために、これまでの保育室等は大きな役割を果たしてきており、今後もその役割は期待されています。このため、保育園等の保育活動の基盤を整備し、保育室等に入所する子どもの生活をより豊かにする必要があります。そこで、保育室等の施設・設備を改善し、保育士の不足などを補うためにも、保育園運営に関する補助金を増額することが求められます。また、保育室等の保育料は、所得に関わらず各園で一律に決められているため、家庭によっては保育料の支払いを大きな負担にしている場合があります。そのため、保育室等に子どもを入所させている家庭への助成金を増額することを要望します。

5. 障がいのある子どもへの配慮

障がいのある子どもを育てている家庭は、子育ての不安と負担とともに地域から孤立してしまう感覚を抱いて生活していることが少なからずあります。このため、障がいのある子どもとその家庭に十分な子育て支援策を講じることを要望します。たとえば、保護者のニーズに応じて障がいのある子どもを受け入れる保育を可能にする体制づくりや、障がい児に関する専門的コーディネーターの設置、障がい児の保育園への入所希望に弾力的に応じることのできる工夫が必要です。

【5章 結論】

1. 中間答申に至るまでの審議状況

平成15年9月に始まった児童福祉審議会は、「保育料の改定」をはじめ「保育」「学童保育」「ピノキオ幼児園」の各業務見直しの4項目にも及ぶ、広い諮問を受けて、まずは効果的な審議の方法を検討しながら、それぞれの業務の現状についての理解を深めることから始めました。やがてピノキオ幼児園の利用者代表を臨時委員に迎えて民間委託を含めた業務見直しの審議に着手しました。

平成16年度に入って審議会は、国が進める「規制緩和」や「地方分権」の政策のもとで、児童福祉施策をめぐる環境が速い動きで変わっていることを改めて認識しま

した。例えば、公の施設の民営化を進めるために国が新たに設けた「指定管理者制度」について理解を深めたり、児童福祉にかかわる予算や補助金等の財政構造のゆくえを見通したり、変化に対応した審議を行うために予想外の審議回数や委員による自主勉強会を必要としました。

平成16年の夏に入って、4項目の諮問事項のうち最も審議を急ぐ必要がある保育料改定の問題について議論を集中させる方針をとりました。保育料改定を議論しながら、小金井の保育について、様々な角度からの議論と検証を行いました。その成果は、第1章から第4章までの各章に示した通りです。それらの事実を前提として、小金井市ではどのような保育施策を打ち出すべきかという観点をからめながら、保育料改定の議論が進められました。議論の中で、保育の多様なニーズに応えしかも保育の質にこだわる、〈小金井市の特色ある保育施策づくり〉を広く訴える必要性については、各委員の共感を得ました。しかし、小金井市の財政状況の厳しさ、児童福祉関連施策のレベルアップや新規事業の実施でいっそうの財源確保が求められることを考慮したときに、保育料を改定することの是非については委員の意見が一つにはなりませんでした。

2. 保育料改定についての審議会の見解

今回の「中間答申」においては、児童福祉審議会に対する市長からの諮問の第一項である「保育料の改定」に焦点を絞り、見解のとりまとめをはかりました。しかし、〈国の徴収基準額の50パーセントを目途とする改定はやむを得ない〉とする意見と、〈今回は改定を見送るべきだ〉とする意見とが相半ばし、限られた時間の審議では見解を一本化することができませんでした。これは、たんに委員同士で意見が相半ばしたというだけではなく、委員一人ひとりのうちにも両論が同居しているというたいへん悩ましい状況でした。それゆえに、今回は改定についての一致した見解を打ち出すことはできませんでした。今後もしも改定を選択する場合には、保育の長期的計画と保育の施策全体を見据えた広い視野に立ち、すでに行われている各種施策の充実および新規事業のための財源の確保及び配分についての具体的な計画を立てる中で、子どもを産み育てる夢が持てる保育料の改定が行われることを望むものです。

また、改定の見送りを選択する場合にも、認可保育所利用者に限らずに保育や子育て支援を必要とするあらゆる世帯のための施策を講じるための財源確保・配分に十分な配慮を行い、小金井市独自の手厚い子育て支援を広くアピールして、未来への市民活力を確保することを望むものです。